

## 令和 5 年度の雇用保険料率が決定されました

雇用保険法などの改正法が成立し、令和 5 年度の雇用保険料率が下記の通り決定されました。新型コロナウイルス禍で企業の休業手当を支援する雇用調整助成金の支給決定額は 6 兆円を超えており、財源不足が深刻化する中、雇用保険料率を上げて財源を補う予定です。

- ・ 一般の事業 15.5/1000 (うち労働者負担 6/1000・事業主負担 9.5/1000)
- ・ 農林水産業等 17.5/1000 (うち労働者負担 7/1000・事業主負担 10.5/1000)
- ・ 建設業 18.5/1000 (うち労働者負担 7/1000・事業主負担 11.5/1000)

## 雇用調整助成金のコロナ特例は 3 月で終了 4 月からは通常制度に

厚生労働省は、従業員の休業手当を払う企業を支援する雇用調整助成金について新型コロナウイルス禍で設けた特例を 3 月末にすべて終了しました。支給額の上乗せに続き、支給要件の緩和も終わっています。4 月からは通常の支給要件に戻し、支給対象かどうかを決める売上高の落ち込みに関し、特例として一部でコロナ禍前との比較を認めるなどしていたのを改め、前年水準との比較とします。

雇用調整助成金は一時、1 人あたりの 1 日の支給上限額を 1 万 5000 円まで引き上げていましたが、今年 2 月から通常の 8355 円に戻しています。なお、雇用保険の被保険者以外の労働者を助成対象としていた特例も 3 月末で終了しています。

## 中小企業の 64.3%が人手不足 58.2%が賃上げを実施予定

日本商工会議所は、全国の中小企業を対象に実施したアンケートで、人手不足と回答したのは 64.3%で前年同期と比べて 3.6 ポイント増え、人手不足が解消されない状況が続いていると発表しました。また、令和 5 年度に賃上げを実施するとの回答は 58.2%で、前年の 45.8%から大幅に増えました。

人手不足と回答した割合は昨年 7~8 月の前回調査より 0.6 ポイント低くなりましたが、新型コロナウイルス禍の影響で経済活動が著しく停滞した時期の調査を除き、平成 29 年以降は 60%台が続いています。

## 実質賃金 4.1%減 1 月で過去最大の下落

厚生労働省が発表した 1 月の毎月勤労統計調査によりますと、1 人当たりの賃金は物価変動を考慮した実質で前年同月比 4.1%減りました。10 カ月連続の減少で、1 月としては遡れる 1991 年以降で過去最大の減少幅となりました。物価上昇が歴史的な水準に達し、賃金の伸びが追いつかない状況が続いています。実質賃金の下落率は消費税率引き上げ直後の 2014 年 5 月 (4.1%減) 以来、8 年 8 カ月ぶりの大きさでした。さらに遡ると、リーマン・ショックの影響が残る 09 年 12 月 (4.2%減) と同程度の水準となりました。



- 洞爺湖畔 -

## ◆ ご存知ですか？ ◆

### 【割増賃金率】

従業員が法定労働時間（法定休日）を超えて働いた時間外労働（休日労働）に対して、会社は通常の賃金より割増した金額を支払う必要があります。その際の割増率を割増賃金率といい、労働基準法第37条で定められています。割増賃金率は法定労働時間（1日8時間・週40時間）を超えた場合には25%以上、法定休日（原則週1日）に勤務させた場合には35%以上、深夜（22時から5時まで）に勤務させた場合には25%以上の率が定められています。労働基準法の改正により今年の4月から中小企業においても月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が50%に引き上げとなりますのでご注意ください。

## 事務所より

例年よりも暖かくなるのが早く、雪解けも一気に進んだ感のある年度末の十勝ですが、いよいよ春の訪れも感じられる時期になりましたね。本州の方ではすでに桜が開花しており、今年の開花時期は観測史上最も早くなった地域も多くあるようです。十勝では桜の開花が見られるのは例年であれば、ゴールデンウィークの時期となりますが、今年は少し早く桜が見られるかもしれませんね。

帝国データバンクが行った「人手不足に対する企業の動向調査」によりますと、人手不足を感じている企業の割合は5ヶ月連続で5割を超え、特に「旅館・ホテル」、「飲食店」が高水準となっているようです。この調査では合わせて、賃上げについても調査しており、賃上げを行う意向がある企業の中で約7割が「労働力の定着・確保」をその理由としており、人手不足企業では全体に比べ、賃上げ見込みの割合が高い結果も出ています。深刻化する人手不足の中で「賃上げ」は今後も大きな要素となってきます。もちろん、賃金以外の待遇についても人材採用を考える上で検討していく必要はありますが、物価高も進行する中、賃上げが注目を集めていることもあり、会社としては、業績等のバランスを取りながら、検討していく必要があるかと思えます。

## 業 務 内 容

### 社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 各種助成金・給付金等の申請
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成

### 行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・ 法人設立関係書類作成手続
- ・ その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

4月支払分の給与から控除する健康保険料率、介護保険料率に変更となります。改定後の社会保険料控除額等につきましては弊社よりお知らせさせて頂いた一覧表をご参照の上、控除して下さいますよう、お願い致します。又、6月1日より受付が開始される労働保険年度更新手続につきまして、現在弊社において令和4年度の賃金や請負工事金額の確認、集計作業を行っております。令和4年度内の賃金等についてお問い合わせさせて頂く事がありますので、どうぞよろしくお願い致します。

